

保険薬局 各位

東京都国民健康保険団体連合会

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正に伴う  
「特記事項」欄の記載について（未記載対応の終了）

平素、本会の事業運営につきまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年8月1日からの高額療養費制度の見直しに伴い、原則70歳以上の患者については、調剤報酬明細書の「特記事項」欄における略号の記載が必要となりましたが、『「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（再周知）』（平成30年8月17日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）及び『「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（再々周知）』（平成30年11月28日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）に基づき、「特記事項」欄の未記載の取扱い（以下「みなし扱い」という。）をして参りました。

今般、『「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（再々々周知）』（平成31年1月31日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）が発出され、みなし扱いについては、**平成31年2月請求分まで**となり、平成31年3月請求分以降の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、すでにご対応済みの保険薬局の皆さまにおかれましては、記載の対応にご尽力いただいているところ大変恐縮ですが、ご了承を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

- ・ 70歳以上の患者について、以下を確認し、該当する略号又は略称を診療報酬請求書等における「特記事項」欄等に必ず記載すること。

一部負担金等の割合	限度額認定証の記載等	「特記事項」欄等に記載する略号又は略称
3割	限度額適用認定証の提示がない場合	26区ア
3割	限度額適用認定証の適用区分が「現役並みⅡ」又は「現役Ⅱ」の場合	27区イ
3割	限度額適用認定証の適用区分が「現役並みⅠ」又は「現役Ⅰ」の場合	28区ウ
2割又は1割	限度額適用認定証の提示がない場合	29区エ
2割又は1割	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証「Ⅰ」又は「Ⅱ」の場合	30区オ

※ 特定医療費受給者、特定疾患医療受給者及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者の取扱いについては、通知によること。

- 限度額適用認定証を受給している患者であるにもかかわらず、保険医療機関等の窓口等にて当該認定証の提示がなかった等の場合は、高齢受給者証等の一部負担金等の割合が3割の場合は「26区ア」、2割又は1割の場合は「29区エ」と記載すること。

なお、この場合において、上限額を超えて支払われた一部負担金等の額については、後日、患者が各保険者に払い戻しの申請を行うことができるものであること。

<平成31年1月31日付厚生労働省保険局医療課事務連絡より抜粋>

**【お問合せ先】**

東京都国民健康保険団体連合会  
企画事業部管理課管理係

Tel : 03-6238-0321